

2.3 緑化率適合証明等の手続き

2.3.1 緑化率適合証明の確認と検査手続き

緑化地域に関する緑化率規制が適用される建築物の新築又は増築を行う際には、建築確認申請を行う前に緑化施設の適合に関する証明等の手続きが必要となります。

申請に必要な様式は、横浜市みどり環境局緑化地域制度のホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kyogi/ryokuka/download.html>)

緑化施設適合証明通知書及び関係書類は、建築確認申請の添付図書となります。

完了検査（「建築基準法」第7条及び第7条の2、第18条）に際しては、建築主事等により、緑化施設適合証明通知書及び関係書類に基づき目視による検査が行われます。事前に「緑化施設チェックシート」による確認を行ってください。

添付図書一覧

様式	部数	添付図書等	
		図書の種類	明示すべき事項
緑化率適合証明 (変更) 申請書 (要綱第11条第1項) (第12号様式)	正1 副1 + 副1 (※1)	○法第35条の規定が適用される建築物	
		・付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		・配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物(建築物を含む。以下この表において同じ。)の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
		・構造詳細図(壁面緑化・屋上緑化を行う場合)	緑化施設の断面の構造 材料の種別及び寸法
		・緑化施設の求積図及び面積算出表(緑化地域用)	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
		・緑化施設の写真及び撮影位置図(既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向
		・委任状(※2)	申請者本人の署名又は記名、(必要に応じて代理人の印) 委任事項(例:緑化地域制度に関する一切の手続き)を記載してください。
		・事前セルフチェックシート(※3)	資料作成に当たっての注意点についてご確認ください。
		○法第36条の規定が適用される建築物	
		・建築基準法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

2.3 緑化率適合証明等の手続き

様式	部数	添付図書等	
		図書の種類	明示すべき事項
緑化率の適用除外に関する(変更)許可申請書(※5)(※6) (要綱第3条第1項) (第1号様式)	正1 副1	・付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		・配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
		・構造詳細図(壁面緑化・屋上緑化を行う場合)	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
		・緑化施設の求積図及び面積算出表(緑化地域用)	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
		・緑化率の制限の適用除外となることの確認に必要な図書	建築物の敷地又は用途及び適用除外となる理由に関する事項
		・緑化施設の写真及び撮影位置図(既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向
		・委任状(※2)	申請者本人の署名又は記名(必要に応じて代理人の印)、委任事項を記載してください。
・手数料納付後の領収書の写し			
緑化施設工事完了延期認定申請書 (要綱第7条第1項) (第7号様式)	正1 副1 + 副1 (※1)	・建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し	
		・付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		・配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに既存の緑化施設の位置及び種別、整備する緑化施設の配置及び種別並びに当該整備する緑化施設のうち建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの配置及び種別並びに都市緑地法施行規則第9条により算出された緑化施設の面積及び当該整備する緑化施設のうち同項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの面積
・工事を完了することができない理由を証する書面	工事を完了することができない理由に関する事項		

様式	部数	添付図書等	
		図書の種類	明示すべき事項
緑化施設 工事完了 届 (要綱第 9条第1 項) (第10 号様式)	1 (※ 4)	・緑化施設の整備状況を示した写真	
緑化率の 証明等に 関する名 義変更届 (要綱第 13条第 1項) (第15 号様式)	1 (※ 4)		
緑化率の 証明等に 関する取 下届 (要綱第 14条第 1項) (第16 号様式)	1 (※ 4)		
緑化率の 証明等に 関する取 止届 (要綱第 14条第 2項) (第17 号様式)	1 + 副1 (※ 1)		

- ※1 建築確認及び計画通知の手続きを行う場合は、別に副1部を提出してください。
- ※2 委任状は、代理人が申請手続きをする場合に添付してください。様式は定めていません。
- ※3 事前セルフチェックシートは、正1部のみを提出してください。
- ※4 手持ち等で必要であれば前もって写しをご用意ください。窓口では写しをお渡しできません。
- ※5 緑化率の適用除外に関する許可を受ける場合に必要です。(通常は不要な手続きです。)
- ※6 緑化率の適用除外に関する許可申請前に納付書(当課が交付します。)にて適用除外の手数料を納付後、その領収書の写しを添付して申請してください。

2.3.2 緑化率適合証明の申請について

【都市緑地法】

(緑化率) [再掲]

第三十五条 緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。）をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。（以下省略）

(一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例)

第三十六条 建築基準法第八十六条第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

(建築基準関係規定)

第四十一条 第三十五条、第三十六条及び第三十九条第一項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）とみなす。

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付)

第二十九条 建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第三十五条若しくは第三十六条の規定又は法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

【横浜市都市緑地法施行細則】

(緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請)

第13条 省令第29条第1項の規定に基づき、法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項（第6号及び第7号に掲げる事項にあっては、証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更する場合に限る。）を記載した書面の正本及び副本に、別表第3(ア)欄に掲げる建築物の種類ごとにそれぞれ同表(イ)欄に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 建築物の工事種別
- (3) 緑化施設の概要、規模、種別及び配置
- (4) 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合
- (5) 建築着工予定年月日
- (6) 省令第29条第1項の規定による証明書の番号及び証明年月日

- (7) 変更の理由
 (8) その他市長が必要と認める事項

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

別表第3（第13条第1項）

(ア)	(イ)	
	図書の種類	明示しなければならない事項
法第35条の規定が適用される建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
	構造詳細図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
	緑化施設の求積図及び面積算出表（緑化地域用）	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
	緑化施設の写真及び撮影位置図（既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。）	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向
法第36条の規定が適用される建築物	建築基準法第86条第1項から第4項まで（これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。）の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

【趣旨】

緑化地域の緑化率に関する規定が建築基準関係規定であること、及び緑化率に関する規定に適合していることの証明書の交付を市長に求めることができる旨を定めたものです。

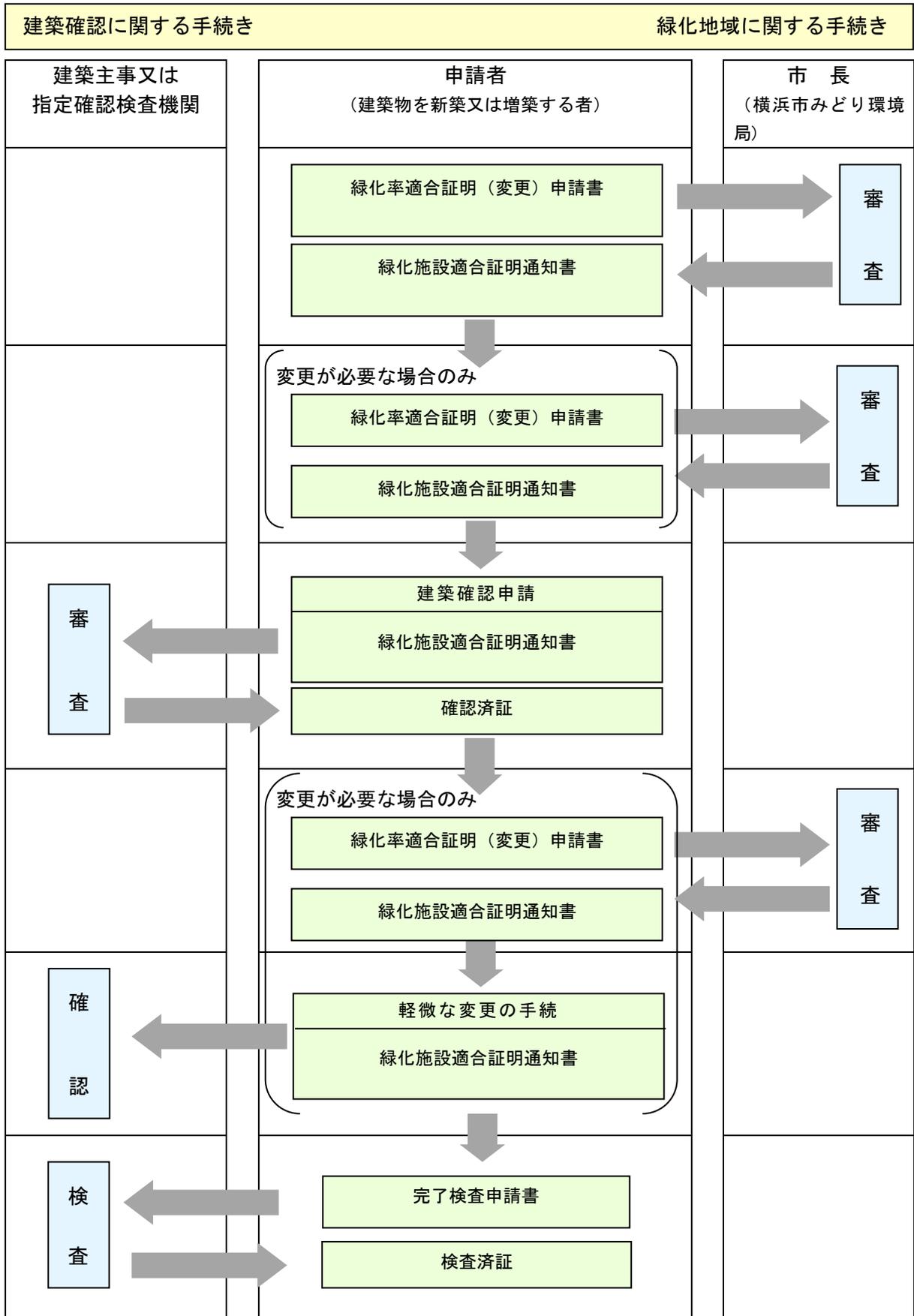
【解説】

- (1) 「建築基準法」第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請及び同法第18条第2項の規定による計画通知（以下「確認申請及び計画通知」という。）を行う場合は、緑化率の適合について証明書の交付申請を行ってください。
- (2) 緑化率の適合について証明書の交付後に計画を変更しようとする場合も同様の手続が必要です。なお、緑化施設適合証明通知書の記載に影響しない緑化施設の変更のうち、樹種の変更、「樹木植栽地」の樹木数の変更（基準内）については、簡略な変更手続きを行ってください。簡略な変更手続きについては「5. 1. 1 関係条文 緑化地域制度に関する建築確認申請・完了検査要領」を参照してください。

2.3 緑化率適合証明等の手続き

- (3) 緑化率適合証明申請の標準処理期間は15日間です。申請書類の補正等（修正や差替え）がある場合、標準処理期間に加え、審査時間をいただきますので、時間に余裕をもって申請してください。
- (4) 確認申請及び計画通知の際に添付する書類は、緑化施設適合証明通知書、緑化率適合証明申請書、配置図、構造詳細図（建築物の壁面及び屋上に緑化を行った部分の立・断面図のみ）、緑化施設求積図です。必ず、みどり環境局の照合印を押したもの（写し）を1部添付してください。
- (5) 他の法令に基づき緑化を行う場合でも、緑化地域に関する規定が適用されますので、申請を行ってください。
- (6) 「都市緑地法」第36条の規定が適用される建築物の場合は、原則として当該認定の公告日（市報登載日）以降に、緑化率適合証明申請書に認定通知書（写し）及び認定申請図書の副本の敷地面積等が確認できる図面（写し）を添付して申請してください。確認申請及び計画通知の際に添付する書類は、緑化施設適合証明通知書、緑化率適合証明申請書、一の敷地とみなされる土地全体の認定通知書（写し）、認定申請図書の副本の敷地面積等が確認できる図面（写し）、配置図、構造詳細図（建築物の壁面及び屋上に緑化を行った部分の立・断面図のみ）、緑化施設求積図です。必ず、みどり環境局の照合印を押したもの（写し）を1部添付してください。
- (7) 緑化率に関する規定については、「2.1 緑化率規制」をご覧ください。
- (8) 緑化面積の算出の方法については、「2.2 緑化率適合証明に関する審査基準」をご覧ください。
- (9) 「緑の環境をつくり育てる条例」による緑化協議をあわせて行ってください。ただし、当該建築物の敷地（「都市緑地法」第36条の規定が適用される建築物の場合は、一の敷地とみなされる土地）の全部又は一部が緑化地域に含まれる場合は、「緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準」を満たした緑化地域制度による緑化率規制の手続きをもって緑の環境をつくり育てる条例第9条に基づく緑化の協議とすることができます。
なお、緑の環境をつくり育てる条例に基づく緑化協議の基準緑化率は10%を超える場合がありますのでご注意ください。

緑化率適合証明の確認と検査手続きフロー



申請時の必要書類及び作成時の注意点

- ※ 確認申請または計画通知の書類に記載する事項と共通の項目については、同じ内容を記載してください。
- ※ 各図面には正しい縮尺を記載してください。また、図面を出力した際、図面が縮んでいないか三角スケール等で確認してください。

書類の名称	注意点		
緑化率適合証明(変更) 申請書 (要綱第12号様式) (※1)	申請者は建築主となります。		
	1	建築物の名称、地名地番 敷地面積	対象となる建築物が特定できるように記載してください。 小数第2位まで記載してください。
	2	建築物の工事種別	新築又は増築の欄にチェックしてください。
	3	概要及び規模、配置 種別	添付書類に記載した内容どおりの場合は、「別紙のとおり」と記載してください。 整備する緑化施設の種別欄にチェックしてください。
	4	緑化施設の面積 緑化率 当該敷地に適用される緑化率の最低限度	緑化施設の合計面積を小数第2位まで(第3位以下切捨て)記載してください。 当該建築物の緑化率(緑化施設の面積/敷地面積)を小数第2位まで(第3位以下切捨て)記載してください。 当該敷地に適用される緑化率を記載してください。 根拠となる条項についても記載してください。
	5	建築着工予定年月日	実際に建築物の基礎工事等を開始する予定日を記載してください。
	6	適合通知年月日及び番号 (変更の場合)	既に適合証明を受けた計画を変更する場合に、当該計画の適合通知年月日及び番号、変更の理由を記載してください。
7	変更の理由(変更の場合)		
委任状	代理人が手続をする場合に添付してください。様式は定めていません。申請者本人の署名又は記名、(必要に応じて代理人の印)委任事項(例:緑化地域制度の申請に関する一切の手続き)を記載してください。		
付近見取図	建築物が特定できるよう、目印となる施設名称等及び地名地番を記載してください。		
配置図	建築物、建築物以外の工作物、緑化施設ごとの面積、範囲及び寸法、地盤高、植栽内容(植物の種類、規格、数量)を記載してください。屋根やバルコニー等の張り出しがある場合は、その範囲を記載してください。壁面緑化を行う場合は、対象としている建築物の外壁を朱線で明示してください。		

(次ページに続きます)

構造詳細図	壁面及び屋上に緑化を行った部分の建築物の立・断面図、緑化施設の断面図及び構造図等を記載してください。
緑化施設求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・CAD求積による場合は、「CAD求積」など求積方法及び緑化施設の寸法を明示してください。 ・三斜法等による場合は求積表を明示してください。 ・緑化施設ごとの面積を小数第2位まで(第3位以下切捨て)算出してください。 ・緑化施設的面積から控除する雨水・汚水枡、看板の基礎等がある場合は、緑化施設ごとに控除物の位置、規格、数量及び面積を明示してください。 ・壁面緑化については鉛直投影の求積図を作成してください。
面積算出表 (緑化地域用)	<p>必要事項を入力し作成してください。</p> <p>書ききれない場合は内訳表を作成する等によって対応してください。</p> <p>算出表は横浜市のホームページからダウンロードできます。</p>
緑化施設の写真 及び撮影位置図	既存の緑化施設を算出対象とする場合は、航空写真や状況が確認できる写真を添付してください。また、写真の位置図も添付してください。
申請前の 事前チェックシート	資料作成にあたって注意が必要な項目を提出前に確認していただいたものを添付してください(本資料は正本1部のみ提出)。
都市緑地法第36条の規定の適用を受ける場合は、次の書類を添付してください。	
認定通知書 (建築基準法施行規則 第10条の16による第 62号様式 写し)	建築基準法第86条又は第86条の2の認定を受け、市長印が押印されたものの写しを添付してください。
認定申請図書の副本の 敷地面積等が確認でき る図面(写し)	建築基準法第86条又は第86条の2の認定申請図書の副本の敷地面積等が確認できる図面の写しを添付してください。

※1 緑化地域制度に基づく緑化率適合証明申請と同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑化率適合証明申請をしようとする場合は、「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱」に規定する緑化率適合証明(変更)申請書(様式(緑化率)第12号)により申請してください。

面積算出表（緑化地域用）

（横浜市のホームページからダウンロードできます。）

敷地面積		敷地面積に占める用途地域別の面積												
	m ²	住居系		m ²	商業系		m ²	その他		m ²				
①壁面緑化	壁面緑化の種類別面積(m ²)	壁面緑化の種類ごとの内訳は「壁面緑化面積算出内訳表」とおり										小計		
												0.00		
②樹冠	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00
③みなし樹冠	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00
④樹木植栽地	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	植栽地の面積(m ²)													
	本植栽地(本樹)	4m以上(T ₁)												
		2.5m以上4m未満(T ₂)												
		1m以上2.5m未満(T ₃)												
		0.4m以上1m未満(T ₄)												
樹木密度	18T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④樹木植栽地	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)
	植栽地の面積(m ²)													
	本植栽地(本樹)	4m以上(T ₁)												
		2.5m以上4m未満(T ₂)												
		1m以上2.5m未満(T ₃)												
		0.4m以上1m未満(T ₄)												
樹木密度	18T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④樹木植栽地	箇所	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	小計
	植栽地の面積(m ²)													0.00
	本植栽地(本樹)	4m以上(T ₁)												0
		2.5m以上4m未満(T ₂)												0
		1m以上2.5m未満(T ₃)												0
		0.4m以上1m未満(T ₄)												0
樹木密度	18T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑤芝等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00
⑥花壇等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00
⑦水流等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00
⑧園路等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計
	面積(m ²)													0.00
緑化施設全体	緑化施設	①壁面緑化	②樹冠	③みなし樹冠	④樹木植栽地	⑤芝等	⑥花壇等	⑦水流等	⑧園路等	合計(①~⑧)				
	面積(m ²)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
緑化施設の面積		m ²		緑化率		%		緑化率の最低限度		%				

壁面緑化面積算出内訳表

(横浜市のホームページからダウンロードできるエクセルファイル「面積算出表」のシートを切り替えて利用できます。壁面緑化を計画しない場合、添付は不要です。)

壁面緑化面積算出内訳表

R6年5月版

壁面緑化 ア	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
壁面緑化 イ	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00

壁面緑化 イ	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
壁面緑化 ウ	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00

壁面緑化 ウ	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	面積(m ²)													
壁面緑化 エ	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計
	面積(m ²)													0.00

壁面緑化面積 0.00 m²

2.3.3 緑化率適用除外許可の申請について

【都市緑地法】

第三十五条

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- 一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの
 - 二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
 - 三 その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
- 3 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

【横浜市緑化地域に関する条例】

(手数料)

- 第4条** 法第35条第2項各号に規定する許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。ただし、一の建築物について、同項第1号に規定する許可を受けようとする者が同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）第19条第4項第2号に規定する許可を受けようとする場合、法第35条第2項第2号に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例第19条第4項第3号に規定する許可を受けようとする場合及び法第35条第2項第3号に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例第19条第4項第4号に規定する許可を受けようとする場合は、この限りでない。
- 2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

【横浜市都市緑地法施行細則】

(緑化率の適用除外に関する許可の申請)

第9条 法第35条第2項各号の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項(第3号及び第4号に掲げる事項にあつては、許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更する場合に限る。)を記載した書面の正本及び副本に、別表第2に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 適用除外の理由
- (3) 許可に係る年月日及び番号
- (4) 変更の理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

別表第2(第9条第1項)

図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物(建築物を含む。以下この表及び別表第3において同じ。)の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
構造詳細図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
緑化施設の求積図及び面積算出表	緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式
緑化率の制限の適用除外となることの確認に必要な図書	建築物の敷地又は用途及び適用除外となる理由に関する事項
緑化施設の写真及び撮影位置図 (既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(緑化率の適用除外)

第6条 都市緑地法第35条第2項第1号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。(以下省略)

(許可条件)

第7条 都市緑地法第35条第2項の規定の適用を受ける建築物については、敷地内に可能な範囲で積極的に緑化を行うこと。

2 都市緑地法第36条の規定により、同法第35条第2項の規定の適用を受ける建築物の敷地と適用

を受けない建築物の敷地が一の敷地とみなされる場合は、前項にかかわらず、一の敷地とみなされた敷地内の建築物の緑化率を同法第35条（第2項及び第3項を除く）の規定により算出される数値以上とすること。

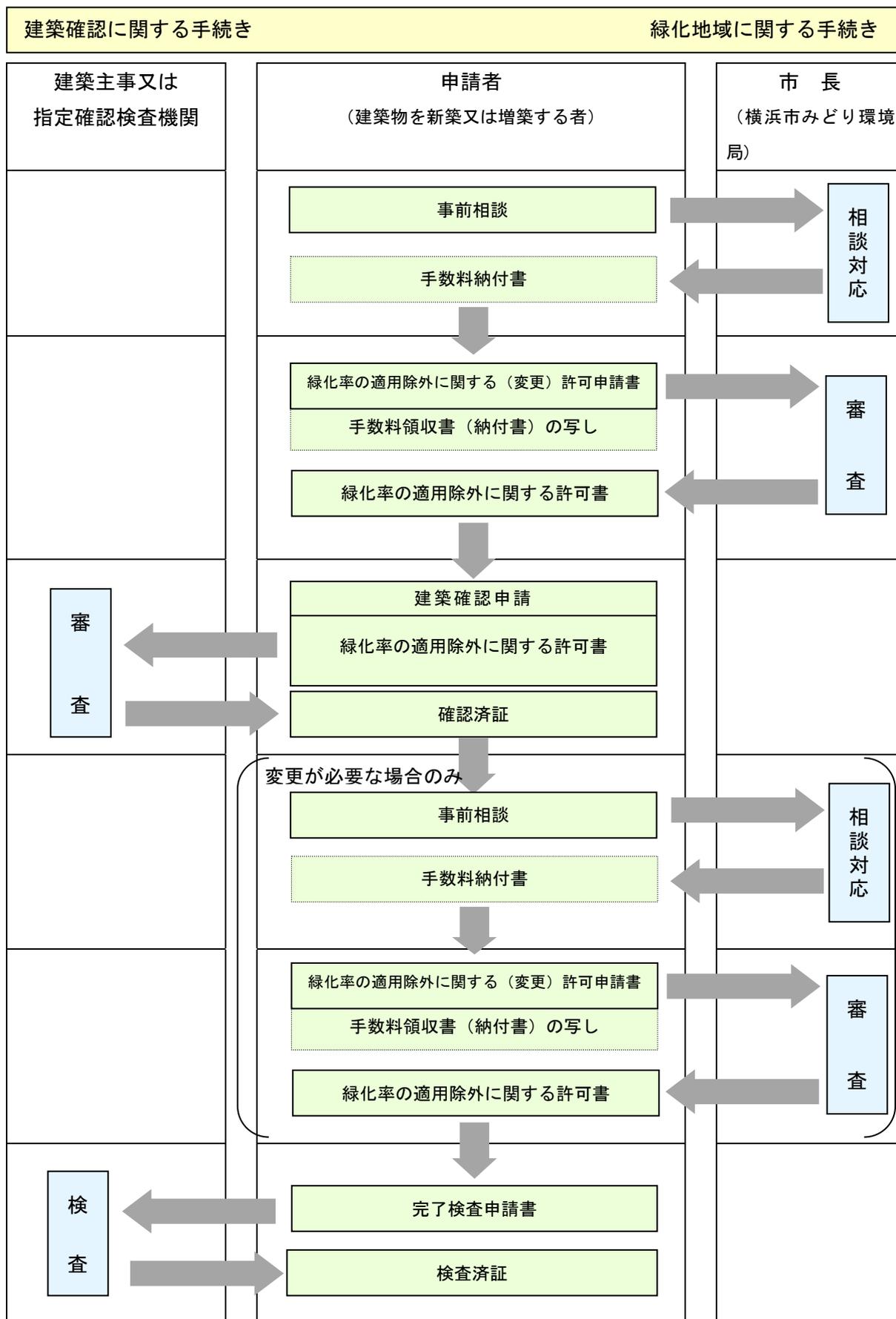
【趣旨】

市長の許可による緑化地域の緑化率に関する適用除外についての手続きを定めたものです。

【解説】

- (1) 緑化地域の緑化率の規制が適用される建築物について、緑化率の適用除外に関する許可を受ける場合は、必ず事前に計画内容についてご相談ください。
- (2) 緑化率の適用除外に関する許可申請の標準処理期間は30日間です。申請書類の補正等（修正や差替え）がある場合、標準処理期間に加え、審査時間をいただきますので、時間に余裕をもって申請してください。
- (3) 緑化率の適用除外に関する許可申請の前に、納付書（事前に納付書の記載事項を確認させていただき、その内容を当課で確認後、後日交付します。）にて手数料（1件につき27,000円）を納付してください。その領収書の写しを許可申請書に添付して申請してください。一度納付いただいた手数料は返還できません。
- (4) 緑化率の適用除外の許可申請までに必要な手続き（占用許可、文化財の指定等）を終了させてください。
- (5) 確認申請及び計画通知の際に添付する書類は、緑化率の適用除外に関する許可書及び添付書類です。
- (6) 許可基準については「2. 1. 4 緑化率の適用除外（市長の許可によるものについて）」をご覧ください。

緑化率適用除外許可の確認と検査手続きフロー



申請時の必要書類及び作成時の注意点

※ 確認申請または計画通知の書類に記載する事項と共通の項目については、同じ内容を記載してください。

※ 各図面には正しい縮尺を記載してください。また、図面を出力した際、図面が縮んでいないか三角スケール等で確認してください。

書類の名称	注意点		
緑化率の適用除外に関する(変更)許可申請書 (要綱第1号様式) (※1)	申請者は建築主となります。		
	1	建築物の名称、地名地番 敷地面積	対象となる建築物が特定できるように記載してください。 小数第2位まで記載してください。
	2	適用除外の理由	該当する項目にチェックしてください。 また、建築物の用途又は適用除外となる理由を記載してください。
	3	適用除外の許可年月日及び番号(変更の場合)	既に適用除外の許可を受けた計画を変更する場合に、当該計画の適用除外許可年月日及び番号、変更の理由を記載してください。
4	変更の理由(変更の場合)		
手数料納付後の納付書兼領収書の写し	許可申請前に納付書(当課が発行)にて手数料(1件につき27,000円)を納付してください。その領収書の写しを許可申請書に添付してください。		
委任状 付近見取図 配置図 構造詳細図 緑化施設求積図 面積算出表 緑化施設の写真及び撮影位置図	「2.3.2 緑化率適合証明の申請について」を参照してください。 配置図に、緑化率が適用除外となる理由に該当する施設の種類、範囲等を明示してください。		
適用除外範囲求積図	適用除外の理由に該当する範囲の面積を小数第2位まで(第3位以下切捨て)記載してください。CAD求積による場合は、「CAD求積」など、求積方法及び緑化施設の寸法を明示してください。三斜法等による場合は求積表を明示してください。		
適用除外となることの確認に必要な図書	緑化率が適用除外となる理由が法令等に位置づけられているものについては、それぞれの規定に適合又は該当することが確認できる図書を添付してください。		

※1 緑化地域制度に基づく緑化率の適用除外に関する許可申請と同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑化率の適用除外に関する許可申請をしようとする場合は、「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱」に規定する緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（様式（緑化率）第1号）により申請してください。

2.3.4 緑化施設の工事の認定の手続き

【都市緑地法】

(緑化施設の工事の認定)

第四十三条 第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事（植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。）を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

2 建築基準法第七条第四項に規定する建築主事等又は同法第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認められた場合においては、同法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければならない。

3 前項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第一項のやむを得ない理由がなくなつた後速やかに緑化施設に関する工事を完了しなければならない。

4 (略)

【都市緑地法施行規則】

(緑化施設の工事の認定の手続)

第十条 法第四十三条第一項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に次の表に掲げる図書並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証の写しを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに既存の緑化施設の位置及び種別、整備する緑化施設の配置及び種別並びに当該整備する緑化施設のうち建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの配置及び種別並びに前条の規定により算出された緑化施設の面積及び当該整備する緑化施設のうち同項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの面積

【横浜市都市緑地法施行細則】

(緑化施設の工事の認定の申請)

第11条 緑化地域内において敷地面積が横浜市緑化地域に関する条例(平成20年9月横浜市条例第39号)第3条に定める規模以上の建築物の新築又は増築をする者であって、法第43条第1項の認定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面の正本及び副本に、省令第10条に規定する図書及び工事を完了することができない理由を証する書面を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 既存の緑化施設の位置、種別及び面積
- (3) 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積
- (4) 前号のうち、工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日
- (5) 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合
- (6) 省令第29条第1項の規定による証明書番号及び証明年月日
- (7) その他市長が必要と認める事項

(緑化施設の工事の認定)

第12条 法第43条第2項の規定による検査済証の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事の完了後、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面に、緑化施設工事完了届出書(第20号様式)に、緑化施設の整備状況を示した写真を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- (2) 工事完了年月日及び認定書の番号
- (3) 省令第29条第1項の規定による証明書番号及び証明年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 法第43条第1項の認定を受けた者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第18条第2項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが可能となった場合においては、当該工事の完了後、速やかに前項各号に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(認定条件)

第8条 都市緑地法第43条第1項の認定のためのやむを得ない理由とは、緑化施設に関する工事が次のいずれかの状況に該当する場合とする。

- (1) 建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日の前日から30日前までの積雪の深さの最大値が、横浜地方気象台横浜観測地点において50センチメートル以上
- (2) 建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日の前日から30日前までの日ごとの平均気温の平均が、横浜地方気象台横浜観測地点において摂氏0度以下

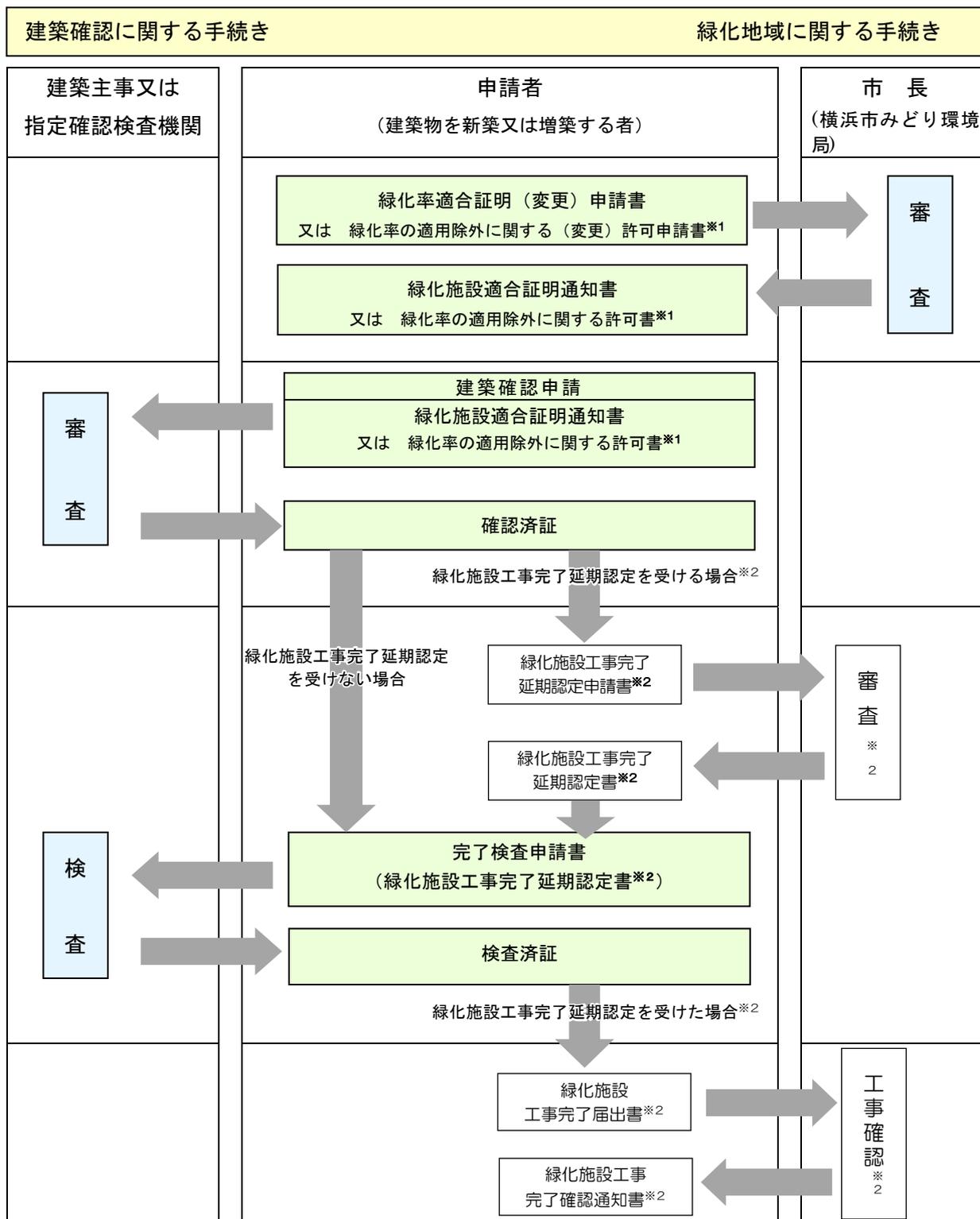
【趣旨】

緑化施設の工事の認定手続きについて定めたものです。

【解説】

- (1) 気温その他やむを得ない理由により、建築工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができない場合は、緑化施設工事完了延期認定申請を行ってください。
- (2) 認定条件については、「2. 1. 9 緑化施設の工事の認定」を参照してください。
- (3) 「建築基準法」第7条第1項又は同法第7条の2第1項の規定による完了検査の申請及び同法第18条第14項の規定による通知の際に、緑化施設工事完了延期認定書及び添付書類を添付してください。
- (4) 認定の対象とならない緑化施設は建築工事の完了検査時に、認定の対象となる緑化施設は、別途植栽工事の完了時に検査を受けることとなります。
- (5) 認定条件となった理由がなくなり次第、速やかに緑化施設に関する工事を行い、緑化施設工事完了届に写真を添付して提出し、横浜市による確認を受けてください。
- (6) 認定を受けた後、緑化施設の工事を行い、建築工事の完了検査時に緑化施設について全て検査を行った場合は、速やかに緑化施設工事完了届を提出してください。この場合、写真の添付の必要はありません。

緑化率適合証明の確認と検査手続きフロー



※1 緑化率の適用除外に関する許可を受ける場合に必要です。(通常は不要な手続きです。)

※2 緑化施設工事完了延期認定を受ける場合に必要です。(通常は不要な手続きです。)

2.3.5 取り下げ・取りやめ・名義変更

【横浜市都市緑地法施行細則】

(緑化率の証明等に関する名義変更の届出)

第14条 建築主は、法第35条第2項各号の規定による許可、法第43条第1項の認定又は省令第29条第1項の規定による証明書の交付を受けた後、当該許可、認定又は証明に係る工事を完了する前に、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 申請の種類
- (2) 許可、認定又は証明に係る年月日及び番号
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 変更の理由
- (5) 変更前及び変更後の建築主の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）
- (6) その他市長が必要と認める事項

(緑化率の証明等に関する取下げ及び取りやめの届出)

第15条 建築主は、第9条第1項、第11条又は第13条第1項の規定による申請を取り下げようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 申請の種類
- (2) 申請年月日
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 取り下げる理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 建築主は、法第35条第2項各号の規定による許可又は省令第29条第1項の規定による証明書の交付を受けた後に、当該許可又は証明に係る工事を取りやめようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 申請の種類
- (2) 許可又は証明に係る年月日及び番号
- (3) 建築物の敷地の地名地番
- (4) 取りやめる理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

【趣旨】

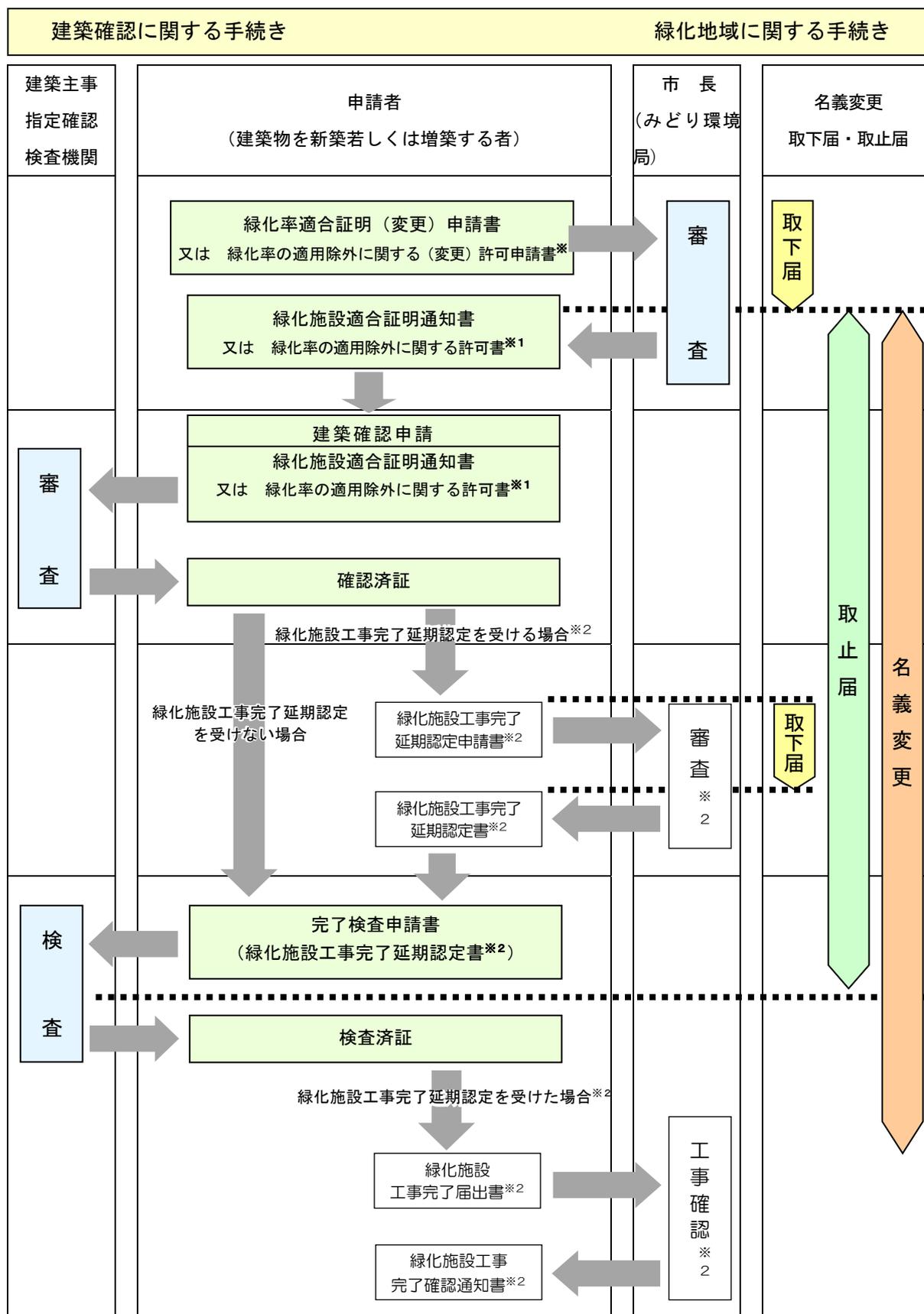
緑化率の証明等に関して名義の変更が生じた場合、申請の取下げ及び取りやめる場合の手続きを定めたものです。

【解説】

- (1) 緑化率の証明等に関して名義の変更が生じた場合は、変更に関する手続きを行ってください。

- (2) 緑化施設適合証明通知書交付前に申請を取り下げる場合には取下届を、工事計画の中止により緑化施設適合証明通知書交付後に申請を取りやめる場合には取止届を提出してください。
- (3) 届出の提出部数は1部でも有効ですが、控えの保管のために副本1部の提出を推奨します。
(正副1部ずつ、計2部)

緑化率適合証明の確認と検査手続きフロー



※1 緑化率の適用除外に関する許可を受ける場合に必要です。(通常は不要な手続きです。)

※2 緑化施設工事完了延期認定を受ける場合に必要です。(通常は不要な手続きです。)